

松本市・塩尻市・山形村・朝日村外に在住の方が、松本市・塩尻市・山形村・朝日村内に所有する住居等の片付けなどで発生したごみを持ち込む場合
について

松本市・塩尻市・山形村・朝日村（以下「構成市村」という。）に住居等を所有しているが、構成市村外に在住されている方は、（例：実家の住居は松本市内だが、管理されている方は東京都在住など）次のいずれかをご持参ください。

- 身分証明書（ごみを持ち込む方のもの、構成市村外住所のもので可）
 - ごみの発生箇所が構成市村内であることを証明するもの（例）
 - ・公共料金の領収書 2点（※）
（ごみを持ち込む方の氏名、ごみが発生した市村の住所が明記されたもの）
（※ガス料金と水道料金等の異なる種類のもの2種類）
 - ・納税通知書
（ごみを持ち込む方の氏名、ごみが発生した市村の住所が明記されたもの）
- ごみを持ち込む方と公共料金の領収書等の氏名が異なる場合には、2者の間柄を示す書類を併せてお持ちください。
（住民票、戸籍謄本、固定資産税納付書等）

いずれの書類も所有していない場合には、ごみを持ち込む前に下記までお問合せください。

ただし、構成市村外で発生したごみ等を併せて持ち込むことはできません。そのごみが発生した自治体で適正に処理してください。

問合せ先

松塩地区広域施設組合	☎	0263-47-2079
松本市 環境業務課	☎	0263-47-1096
塩尻市 生活環境課	☎	0263-52-0679
山形村 住民課	☎	0263-98-3112
朝日村 生活環境課	☎	0263-59-2812